

国内募集型企画旅行取引条件説明書面

この書面は、旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条の5により交付する契約書面の一部となります。
(旅行業法第12条の4による旅行取引条件説明書面)(旅行業法第12条の5による契約書面)

1. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、えちご中越農産協同組合・商号：JAえちご中越旅行センター(以下「当組合」といいます。)が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客さまは当組合と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)当組合はお客さまが当組合の定める旅行日程に従って運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。当組合は、自ら旅行サービスの提供をするものではありません。
- (3)契約の内容・条件は、コースごとに記載されている条件のほか、本旅行条件書面、別途出発前にお渡しする確定書面および当組合旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

2. お申し込み

- (1)当組合にご来店いただきお申込みの場合、所定のお申込書の事項を記入し、お申込金を添えてご提出いただけます。お申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- (2)当組合は電話、郵便、ファクシミリ等の通信手段(以下「電話等」といいます。))にてお申込みの場合、当組合が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内にお申込書の提出とお申込金のお支払いをしていただきます。
- (3)当組合の指定する金融機関の口座へのお申込金の振込があった場合には、当組合の領収証は金融機関の発行する振込受領書をもって代えさせていただきます。
- (4)お申し込み時に18歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。満15歳未満のお客さまは、特に定めのない限り保護者の同行を条件とさせていただきます。

3. お申込み条件

- (1)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当組合の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (2)ご高齢の方、健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれら状態になった場合も直ちに申し出ください。)。あらかじめ当組合からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。
- (3)前号のお申し出を受けた場合、当組合は、可能かつ合理的な範囲内にてこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてはお問い合わせし、又は書面でお申し出をいただいております。
- (4)当組合は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客さまからお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客さまからお申し出に基づき、当組合がお客さまのために講じた特別な措置に関する費用は原則としてお客さまの負担となります。

4. 契約締結の拒否

- (1)当組合は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります(解除することがあります)。
 - (1)お客さまが他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - (2)お客さまが暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋その他の反社会的勢力であると思われるとき。
 - (3)お客さまが当組合に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - (4)お客さまが風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当組合の信用を毀損し若しくは当組合の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
 - (5)その他当組合の業務上の都合があるとき。

5. 契約の成立時期

- (1)旅行契約は、当組合が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。
- (2)旅行契約は郵便またはファクシミリでお申込みの場合は、お申込書の提出とお申込金のお支払後、当組合がお客さまとの旅行契約の承諾をしたとき、また、電話によるお申込みの場合は、本項(2)によりお申込書とお申込金を当組合が受領したときに成立するものとします。
- (3)お申込金(お一人さま)

旅行代金	申込金(お一人さま)
旅行代金が3万円未満	6,000円又は、旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	6,000円以上旅行代金まで
旅行代金が6万円以上10万円未満	12,000円以上旅行代金まで
旅行代金が10万円以上15万円未満	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が15万円以上	代金の20%以上旅行代金まで

※ただし、特定期間、特定コースにつきましても、パンフレット・ホームページまたは別途お渡しする書面に表示します。

6. ウェイティングの取扱いについての特約

- (1)当組合は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客さまが特に希望する場合は、以下により、お客さまと特約を結んで、当組合がお客さまと旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を希望する取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます。))をすることがあります。
 - (1)お客さまがウェイティングの取扱いを希望する場合は、当組合は、お客さまが当組合からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイティング期間」といいます。))を確認のうえ、申込書とお申込金相当額をご提出いただけます。この時点では旅行契約は成立していません。また、当組合は、将来に旅行契約が成立することを約束するものではありません。
 - (2)当組合は、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客さまと旅行契約の締結が可能となった時点でお客さまに旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
 - (3)旅行契約は当組合が前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客さまに到達した時に成立するものとします。
 - (4)当組合は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客さまに払い戻します。
 - (5)当組合は、ウェイティング期間内で当組合が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客さまからウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は預り金の全額をお客さまに払い戻します。この場合、お客さまからのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当組合は取消料をいただきません。

7. 確定書面

- (1)当組合は、旅行契約成立後速やかにお客さまに、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面は募集広告、パンフレット又はホームページ、本取引条件説明書面等により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面を補充する書面として、当組合はお客さまに、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終日程表を速くとも旅行開始日の前日までににお渡します。(原則として旅行開始日の2週間前7日前にはお渡しするよう努力しますが、年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の間際にお渡しすることがあります。この場合も旅行開始日の前日までににお渡します。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日以内の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。)
- (3)確定書面を交付した場合には、当組合が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

8. 旅行代金とその支払い時期

- (1)この旅行条件の基準期日と旅行代金の基準期日については、パンフレット・ホームページ等に明示した日となります。
- (2)特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。
- (3)旅行代金は各コースごとに表示しております。出発日とご利用人数でご確認ください。
- (4)お客さまは、旅行代金からお申込金を差し引いた残金を15項の「取消料」に記載の該当する取消料収受期間の前日まで、または当組合が定める日までにお支払いください。

9. 追加代金

- 追加代金は、①航空会社の選択、②航空便の選択、③航空機の等級の選択、④宿泊ホテル指定の選択、⑤1人部屋追加代金、⑥延泊による宿泊代金、⑦平日・休前日の選択⑧出発・帰着曜日の選択等により追加する代金他、募集広告内で「〇〇追加代金」と表示したものをいいます。

10. 基準旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

11. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないがきり普通席)(この運賃・料金には、運送機関の課す付加運賃・料金(原価の水準の異なる変動に対応するため、一定の期間および一定の条件下に限りあらゆる旅行者に一律に課されるものに限ります。以下同様とします。))を含みません。)、宿泊費、食事代、消費税等の諸税および特に明示したその他の費用等(宿泊税の対象となる場合の宿泊税を含む)、添乗員同行コースの同行費用。上記費用はお客さまのご都合により、一部利用されなくても払い戻しはいたしません。

12. 旅行代金に含まれないもの

旅行日程に含まれない交通費等の諸費用、旅行中の個人的性質の諸費用(お客さまご自身の電話料その他通信料、ホテルでの小物代、追加飲食料、運送機関の定額有料手荷物料、心付等)、運送機関の課す付加運賃・料金、オプションプラン(別途料金)の代金等、ご自宅から集合・解散地点までの交通費・宿泊費、空港施設使用料等。(ただし、空港施設使用料等を含んでいることを明示したコースを除きます。)

13. 添乗員

- (1)添乗員同行と記載されたコースを除き、添乗員は同行しません。添乗員の同行が無い場合には、お客さまが旅行に必要なクーポン類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客さま自身で行っていただきます。なお、現地における当組合の連絡先は、確定書面等に明示します。また天候等不可抗力によって契約内容の変更が生じた場合における代替サービスの手配や手続きは、お客さま自身で行っていただきます。
- (2)添乗員同行と記載されたコースには添乗員が同行し、原則として契約書面に定められた行程を安全かつ円滑に実施するために必要な業務を行います。

14. 旅行契約内容・代金の変更

- (1)当組合は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当組合の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。
- (2)著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあった日より前にお知らせします。

15. 取消料

契約成立後、お客さまの都合により契約を解除される場合、または旅行代金が所定の期日までにお支払いがなく当組合が契約を解除した場合、旅行代金に対してお一人さまにつき次の料率で取消料または同額の違約料をいただきます。なお、複数人数のご参加で、一部のお客さまが契約を解除される場合は、契約を解除されたお客さまから下記の取消料をいただくほか、ご参加のお客さまから運送・宿泊機関等の(1台・1室あたり)のご利用人数の変更に対する差額代金を申し受ける場合があります。

区 分		取消料(お一人さま)
(1)次項以外の募集型企画旅行契約		
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	①21日前までに解除の場合	無 料
	②20日(日帰り旅行にあっては10日目)にあたる日以降に解除する場合(③～⑥に掲げる場合を除く)	旅行代金の20%
	③7日目にあたる日以降に解除する場合(④～⑥に掲げる場合を除く)	旅行代金の30%
	④旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%
	⑤旅行開始日当日に解除する場合(⑥に掲げる場合を除く)	旅行代金の50%
	⑥旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%
(2)貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約		当該船舶に係る取消料の規定によります

備考 (1)上記表の(2)については、パンフレット・ホームページ、または別途お渡しする書面に明示します。
(2)本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別補償規程第2条第3項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時以降をいいます。
※出発日・コース等の変更、また、当組合の責任とならないローン等の事由によるお取消の場合も上記取消料の対象となります。
※取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に「9. 追加代金」を加えた合計額です。
※オプションプランおよび宿泊等各種追加料金も上記料率による取消料が利用日を基準として別途適用されます。ただし旅行開始後の取消料は100%となります。

16. 取消料のからない場合(お客さまによる旅行契約の解除)

- 下記の場合は取消料をいただきません。(一部例示)
 - ①旅行契約内容以下に例示するような重要な変更が行われたとき。
 - a旅行開始日または終了日の変更
 - b入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
 - c運送機関の種類または会社名の変更
 - d運送機関の「設備および等級」のより低いものへの変更
 - e本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更
 - f宿泊機関の種類または名称の変更
 - g宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
 - ②旅行代金が増額された場合。
 - ③当組合が確定書面を7項(2)に示す日までに交付しない場合。
 - ④当組合の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

17. 当組合による旅行契約の解除

- 次の場合当組合は旅行契約を解除することがあります。(一部例示)
 - ・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
 - ・申込条件の不適合。
 - ・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能となったとき。
 - ・4項(1)～(4)に該当した場合

18. 当組合の責任と免責

当組合は当組合または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当組合に故意または重大な過失がある場合はこの限りではありません。))また次のような場合は原則として責任を負いません。お客さまが天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当組合または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

18. 特別補償

当組合はお客さまが当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度。ただし、一個または一対についての補償限度は10万円を支払います。ただし、旅行日程において、当組合の手配による旅行サービスの提供が一切行われないう旨が明示された日については、当該日にお客さまが被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

20. 旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に「9. 追加代金」を加えた合計額です。

なお、当組合はお客さまの同意を得て金銭による変更補償金の支払いに替え、これと対応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の支払いが 必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日または旅行終了日の変更	1. 5%	3. 0%
2. 契約書面に記載した入場する観光地または観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1. 0%	2. 0%
3. 契約書面に記載した運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備のより低い料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りです。)	1. 0%	2. 0%
4. 契約書面に記載した運送機関の種類または会社名の変更	1. 0%	2. 0%
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0%	2. 0%
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便または經由便への変更	1. 0%	2. 0%
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類または名称の変更(当組合が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1. 0%	2. 0%
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1. 0%	2. 0%
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2. 5%	5. 0%

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。

注4 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

21. 団体・グループの契約について

- (1)当組合は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。
- (2)契約責任者は、当組合が定める日までに、構成者の名簿を当組合に提出しなければなりません。
- (3)当組合は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (4)当組合は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

22. お客さまの責任

お客さまの故意または過失により当組合が損害を被ったときは、当該お客さまは損害を賠償しなければなりません。お客さまは当組合から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他募集型企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客さまは、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスにおいて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当組合、当組合の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

23. お客さまの交替

- (1)お客さまは当組合の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただし、この場合、当組合所定のお申込書を記入の上、交替に要する所定の金額の手数料とともに提出いただきます。
- (2)前項の契約上の地位の譲渡は、当組合の承諾があったときに効力を生じます。以降旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することとなります。なお当組合は交替をお断りすることがあります。

24. 事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、ただちに確定書面でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

25. ご注意

- (1)お客さまのご都合による便変更、延泊等の旅程変更および未使用分の払い戻しはできません。当社の責に帰すべき事由によらず航空便により乗り遅れの場合は別途、航空券のご購入が必要となり、航空券引換証の払い戻しできません。
- (2)天候等不可抗力により航空機・バス等運送機関のサービスが中止または遅延となり、行程の変更や日程の変更が生じた場合の宿泊費・交通費・航空券代等はお客さまのご負担となります。
- (3)当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。
- (4)この条件に定めのない事項は、当組合旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当組合旅行業約款をご希望の方は、当組合にご請求ください。
- (5)お買物案内について/お客さまの便宜をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当組合では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客さまご自身の責任でご購入ください。当組合では、商品の交換や返品等のお手厚いはいしたしかねますのでトラブルが生じないように商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。
- (6)国内旅行保険について/安心してご旅行をしていただくため、お客さまご自身で保険に加入することをお勧めします。国内旅行保険については当組合の係員にお問合せください。
- (7)個人情報の取扱いについて
 - ①当組合は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
 - ②当組合及び当組合が提携する企業が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。
 - ③上記のほか、当組合の個人情報の取扱いに関する方針については、当組合の店舗またはホームページでご確認ください。

～～国内旅行保険加入のおすすめ～～

お客さまが国内旅行行程中に、急激かつ偶然な外来の事故でけがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金回収が困難な場合があります。これらの移送費、また、死亡・後遺障害等を補償する国内旅行保険にお客さま自身でご加入されることをお勧めします。国内旅行保険については、弊社係員にお問い合わせください。

旅館・ホテル等において、お客さまが酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等が別途課せられます。

■旅行企画・実施 お問い合わせ・お申込みは

JAえちご中越旅行センター

新潟県三条市福島新田丁629番地
新潟県知事登録旅行業第2-456
一般社団法人全国旅行業協会正会員
総合旅行業務取扱管理者 佐野 克亮

旅行業務取扱管理者とは、お客さまの旅行を取り扱う店舗での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。